

## 宜野湾市監査委員告示第14号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和7年12月3日

宜野湾市監査委員 宮城 豊信

宜野湾市監査委員 山城 康弘

監査の種類 令和7年度第3期定期監査

措置を講じた部等 財政援助団体  
長田区自治会（担当課：市民協働課）

監査の期間 令和7年9月4日から令和7年10月31日

監査の結果及び措置の内容

### 【長田区自治会】

指摘事項	措置状況
宜野湾市自治会育成補助金の実績報告書について提出が遅れているものがある。速やかに提出されたい。	今後は、実績報告書の提出の遅れがないよう提出してまいります。